

民医連編輯部

人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と国境を守ります。

民医連新聞

民医連新聞発行所:全日本民主医療機関連合会 発行人:岸本啓介

2017年7月17日

月2回 第1、第3日曜日発行
〒113-8485 東京都文京区湯島2-4-6 平和と労働センター
TEL(03)5842-6451 FAX(03)5842-6460
定価330円(送料別、全日本民医連加盟事業所の
職員は会費に含む)郵便00140-9-189231
URL: http://www.miniren.gr.jp
E-mail: miniren@miniren.gr.jp

渡辺治さん 緊急インタビュ 安倍「改憲」提案が 意味すること

安倍首相は「二〇二〇年を自衛隊を明記した新しい憲法の施行の年にしたい」と表明しました。九条に自衛隊を認める「第三項」を加える提案です。自民党はこれまでも改憲を試み、そのことが国民が阻止してきた。今回の改憲提案はそれまで違います。渡辺治さん(橋本元自衛隊副司令に六月二三日、緊急インタビューしました。聞き手は岸本啓介事務局長。民医連医監 九月号(八月中旬発行)で完結版を掲載予定です。)(文責:木下厚子記者)

「改憲提案の特徴は？」

重大な特徴が四つあります。ひとつは、二〇二〇年には新しい憲法を施行する」と掲げたこと。改憲の期日を示した首相は今までいません。実現しなければ責任が問われるので年限を出さないのが普通です。ですが、国民には改憲を求める機運がありませんから、二〇二〇年の東京五輪や二〇一九年に予定される天皇の交代に便乗して「新しい時代に新しい憲法を」と、改憲ムードを作るべく、あえて目標を設定したのです。

「オオカミが来た」と脅すのは嫌いなですが、今回は「私たちが憲法が大きな危機を迎えた」と言わねばなりません。

日本国憲法は誕生して以来、改憲の「波」に三度波の洗礼を受け、その二回は阻止してききました。いまは二〇二〇年の第二次安倍内閣発足後起きた三度目の波の中にあるのですが、一五年の戦争法反対の運動が、改憲派の前に正体はわかりました。参院選後も続行は続き、翌年の参院選選挙区にも勝利。一級補選を擁立。一たす「三つとも四つともなめ難い」です。

改憲派は「その共同の罪を繰り返さないために、失敗すれば後がな



渡辺治さん

「加憲」2020年施行、戦後最大の憲法の危機だ



や集約的自衛権の行使、国連軍への参加ができなかった。このしほりを外し、自衛隊を持つことを目指しました。「加憲」はそこから明らか後退ですが、二項の削除には国民の支持が得られそうにない。この現状打破の鍵の手にして加憲を出してきたのです。

二つ目は、改憲の対象は九条だと表明した点。自民党は改憲を拒否して、憲法改正手続きを定めた九条改正も緊急事態条項の新設などを入り口、次に本命の九条にとびかかる段階的な改憲を検討してきています。ですが改憲派には余裕はない。改憲の国民投票で負ければ次はありませんから、正面突破をはかる決意をしたのです。

「加憲」を提案したのが三つ目の特徴。憲法九条の二二項は廃止して、「自衛隊」を記した第三項を加える、としました。いままでの改憲論の定着は「戦力の保持」を禁止した九条二項の削除をするというものでした。二項があるため、政府は自衛隊を「戦力」とみなされぬよう、海外への武力行使

意味に変わってしまうのです。先ほども触れましたが、憲法九条が戦力を禁じているため、自衛隊は緊要の中での存在してきました。海外で武力行使をしないことや災害時の救助活動なども国民に認められねばならぬことの意味で、普通の軍隊ならありません。しかし、憲法に「自衛隊」が書かれれば、自衛隊はその緊張から解放され、事実上の軍隊に変わります。戦争法ができ、すでに自衛隊の活動の制約には穴が空けられた状態ですから、九条二項(戦力保持の禁止)は空洞化し、日本は「戦争する国」へとさらに歩みを進めることになるのです。

「危険性を広く知らせねば。二〇二〇年施行のタイムリミットまで安倍首相はどんな日程ですすめる気でしょう。改憲を困難にする強硬派は三項あり(二面)に、そのひとつが衆院議員選挙です。衆院選のような野党の選挙協力ができると、改憲派議員が総議院の議席の三分の二以上に届かなくなる可能性が高い。衆院選は来年二月までに必ずあります。国民投票はそれより前に行いたいはずですが、

ですから「ナリオは、改憲案を今年年末までに作り(二〇一八年一月の通常国会へ)、六月に通過して国民投票、改憲手続き法」が定める国民投票の運動期間は六〇〜一八〇日、半年間も運動する(改憲派に不利)から、六、八月を運動期間、九月に国民投票、二月までに総選挙。国民投票で改憲派が勝てば民進党はカタカタだろうから、総選挙は自民党や改憲派が勝利、二〇二〇年に施行「実現」。というふうなものでしょう。

「阻止する私たちの側も必要がありますね(二面)へ

(二面の続き)



—安倍首相の並々ならぬ決意の改憲提案を、私たちが阻止する条件はありますか？

安倍首相の改憲の障害は三つあります。昨年の参院選で衆・参両院の改憲派議員が三分の二になり、改憲発議が可能になりました。しかしギリギリの三分の二なのです。スムーズに通らなければメディアが騒ぎ、国民投票で改憲派が勝てません。民主党時代から改憲には積極的だった民進党の議員も取りこんで改憲の

安倍改憲の

「困難」

—今後2年の

運動問われる

多数派連合を作ろうにも、戦争法のたたかいを経て同党は安倍政権の憲法改正に反対に変わり、がっちり「反改憲」のスクラムに入っています。また公明や維新から二人の脱落者

も出せない状態です。

二つめに、野党の共同がある限り衆院選ができないこと。二九五の小選挙区で参院選の時のような野党統一候補が立てば六〇選挙区で与野党の力関係が逆転するという予測をマスコミが発表しています。しかもこれは過小評価で、参院選で野党候補が勝った一人区には、従来なら野党の票が自公に届かないのに逆転したところもあるのです。衆院で六〇を野党に取られただけで改憲派は「三分の二」をとれず、過半数も危ない。それ以上の共同の力が出れば政権は終わりです。だが衆院の任期は来年一二月までです。

三つめは、自民党の日本国憲法改正草案(二〇二二年発表)が出せないこと。安倍氏は、この草案では通らないと判断し「加憲」を

提案したものの、身内の自民党からは、不満が出ています。「これまでの草案でダメなのか？」と。国民の運動が、ここまで改憲派を押ししてきたということですよ。

—民医連も安倍改憲阻止の運動をします。私たちはどんなことを念頭にたたかえば良いでしょうか？

いまも政府は憲法を尊重していいとはいえません。たとえば沖縄の辺野古、強行された共謀罪法。憲法を改悪するさきかげととなっていろいろな数々の事態！

①国民の過半数に、安倍改憲は戦争する国をつくるものだといわれて知らせねばなりません。「加憲は戦争への道」という話は分かりにくい。来年一月の通常国会は改憲国会。運動の力キは今年中。自衛隊を認めることと、憲法に書き

込むことは違う。②発議させない運動をする。しかし万が一、国民投票になる場合も負けない準備をしましょう。③いまの憲法を「実現しよう」という運動も大事です。そして、④野党の共同を豊かに強くすること。参院選で善戦したが安倍の勝利を食い止められていません。大都市圏での共闘や、受け皿の魅力が足りなかった。平和は訴えたが、医療・介護や年金、雇用などぐらしの問題に悩んでいる人にも「変えよう」と届けることです。国民は安倍首相が好きなのではなく、それに代わる政治が見えていなかったので。憲法は戦争法で大きく穴を開けられました。死んではいけません。今年、来年は日本の針路を決する二年になります。

—ありがとうございます。